

# 令和4年第2回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和4年8月17日（水）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所 504会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

(1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について【資料1-1、1-2】

(2) 令和4年度国民健康保険特別会計9月補正予算について【資料2】

(3) 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）【資料3-1、3-2】

## 4 その他

## 5 閉会

## 令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込

〔歳入〕

(円)

項 目		当初予算額	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	
01	国民健康保険税	1,697,743,000	1,697,743,000	1,742,777,663	45,034,663	
一般被保険者	現年	医療	1,101,799,000	1,101,799,000	1,131,517,464	29,718,464
		支援	383,635,000	383,635,000	393,032,410	9,397,410
		介護	145,765,000	145,765,000	142,281,424	△ 3,483,576
	過年	医療	42,607,000	42,607,000	48,101,355	5,494,355
		支援	15,662,000	15,662,000	17,919,998	2,257,998
		介護	8,096,000	8,096,000	9,625,628	1,529,628
退職被保険者	現年	医療	1,000	1,000	0	△ 1,000
		支援	1,000	1,000	0	△ 1,000
		介護	1,000	1,000	0	△ 1,000
	過年	医療	97,000	97,000	174,082	77,082
		支援	39,000	39,000	65,361	26,361
		介護	40,000	40,000	59,941	19,941
02	国庫支出金	1,000	1,009,000	6,968,000	5,959,000	
	災害臨時特例補助金	1,000	1,000	5,960,000	5,959,000	
	社会保障・税番号システム整備費補助金	0	1,008,000	1,008,000	0	
03	県支出金	5,620,125,000	5,707,134,000	5,637,117,329	△ 70,016,671	
	保険給付費等交付金	5,538,612,000	5,625,621,000	5,507,067,329	△ 118,553,671	
	普通交付金	81,513,000	81,513,000	130,050,000	48,537,000	
	特別交付金					
04	財産収入	1,000	2,000	2,427	427	
	国保財政調整基金積立金利子	1,000	2,000	2,427	427	
05	繰入金	598,974,000	514,306,000	492,146,734	△ 22,159,266	
	保険基盤安定	192,151,000	204,091,000	204,090,660	△ 340	
	保険者支援分	133,003,000	135,658,000	135,657,869	△ 131	
	職員給与と費等	136,406,000	132,328,000	116,377,930	△ 15,950,070	
	出産育児一時金等	18,200,000	18,200,000	11,992,660	△ 6,207,340	
	財政安定化支援事業	23,537,000	24,029,000	24,027,615	△ 1,385	
	国民健康保険財政調整基金繰入金	95,677,000	0	0	0	
06	繰越金	1,000	173,940,000	173,940,473	473	
	前年度繰越金	1,000	173,940,000	173,940,473	473	
07	諸収入	5,418,000	5,418,000	28,669,310	23,251,310	
	延滞金	2,400,000	2,400,000	3,811,297	1,411,297	
	一般被保険者	12,000	12,000	0	△ 12,000	
	退職被保険者					
	過料	1,000	1,000	0	△ 1,000	
雑入	第三者	一般被保険者	3,000,000	3,000,000	906,936	△ 2,093,064
		退職被保険者	1,000	1,000	0	△ 1,000
	不当利得	一般被保険者	2,000	2,000	22,564,784	22,562,784
		退職被保険者	1,000	1,000	1,345,463	1,344,463
	雑入	保険課	1,000	1,000	636	△ 364
		還付金及び還納利息	0	0	40,194	40,194
	業務委託契約違約金					
	合 計	7,922,263,000	8,099,552,000	8,081,621,936	△ 17,930,064	

〔歳出〕

(円)

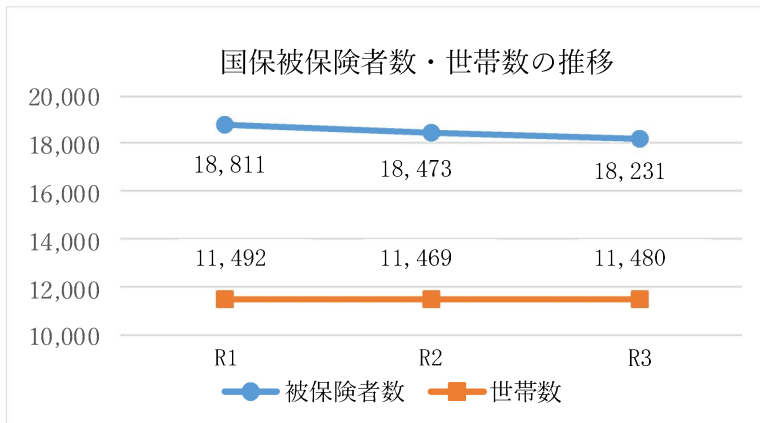
項 目		当初予算額	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較	執行率
01	総務費	136,406,000	133,336,000	121,147,930	12,188,070	90.9
	一般管理給与費	87,149,000	84,265,000	77,174,226	7,090,774	
	一般事務費	13,101,000	13,021,000	12,436,668	584,332	
	国保事務電算処理委託事業	17,382,000	17,382,000	15,835,947	1,546,053	
	計	117,632,000	114,668,000	105,446,841	9,221,159	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,059,000	1,059,000	1,042,347	16,653	
	計	1,059,000	1,059,000	1,042,347	16,653	
	賦課事業	7,211,000	7,211,000	6,292,847	918,153	
	徴収事業(収納課)	4,616,000	4,616,000	3,743,977	872,023	
	計	11,827,000	11,827,000	10,036,824	1,790,176	
	運営協議会事務費	723,000	697,000	225,668	471,332	
	趣旨普及事務費	5,165,000	5,085,000	4,396,250	688,750	
	計	5,888,000	5,782,000	4,621,918	1,160,082	
02	保険給付費	5,574,676,000	5,661,985,000	5,492,985,222	168,999,778	97.0
	療養給付費	4,760,560,000	4,834,278,000	4,693,038,904	141,239,096	
	一般被保険者	100,000	100,000	0	100,000	
	退職被保険者	65,652,000	65,652,000	53,912,625	11,739,375	
	療養費	35,000	35,000	0	35,000	
	退職被保険者	12,165,000	12,165,000	11,657,207	507,793	
	診療報酬請求明細書審査事務費	699,199,000	712,145,000	708,237,738	3,907,262	
	高額療養費	100,000	100,000	0	100,000	
	退職被保険者	700,000	1,045,000	1,044,685	315	
	高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	1,000	
	退職被保険者	100,000	100,000	0	100,000	
	移送費	5,538,612,000	5,625,621,000	5,467,891,159	157,729,841	
	計	27,300,000	27,300,000	17,988,990	9,311,010	
	出産育児一時金	14,000	14,000	9,030	4,970	
	出産育児一時金支払手数料	6,750,000	7,050,000	6,600,000	450,000	
	葬祭費交付金	2,000,000	2,000,000	496,043	1,503,957	
	傷病手当金	36,064,000	36,364,000	25,094,063	11,269,937	
	計	2,095,305,000	2,095,305,000	2,095,303,114	1,886	
03	国保事業費納付金	1,383,273,000	1,383,273,000	1,383,272,530	470	
	医療分	97,000	97,000	97,000	0	
	退職被保険者	500,337,000	500,337,000	500,336,231	769	
	後期支援分	39,000	39,000	39,000	0	
	退職被保険者	211,559,000	211,559,000	211,558,353	647	
	介護納付金分	6,000	6,000	158	5,842	
04	共同事業拠出金	6,000	6,000	158	5,842	
	その他共同事業拠出金	98,486,000	86,322,000	80,343,313	5,978,687	
05	保健事業費	73,314,000	59,728,000	56,346,100	3,381,900	
	特定健康診査等事業費(健康推進課)	3,422,000	3,422,000	3,029,656	392,344	
	計	14,055,000	14,655,000	13,419,066	1,235,934	
	保健事業事務費	2,896,000	2,733,000	2,391,096	341,904	
	人間ドック助成金	428,000	428,000	85,562	342,438	
	健康づくりチャレンジポイント事業	4,371,000	5,356,000	5,071,833	284,167	
	データヘルス事業	25,172,000	26,594,000	23,997,213	2,596,787	
	糖尿病性腎症重症化予防事業	1,000	82,111,000	82,110,427	573	
06	国保財政調整基金積立金	1,000	82,111,000	82,110,427	573	
07	諸支出金	14,383,000	37,488,000	30,886,819	6,601,181	
	還付金(収納課)	14,000,000	14,000,000	7,781,273	6,218,727	
	一般被保険者	380,000	380,000	0	380,000	
	退職被保険者	3,000	23,108,000	23,105,546	2,454	
	返還金	3,000,000	2,999,000	0	2,999,000	
08	予備費	3,000,000	2,999,000	0	2,999,000	
	合 計	7,922,263,000	8,099,552,000	7,902,776,983	196,775,017	97.6

歳入歳出差引残額 178,844,953円

## 令和 3 年度決算について

## (1) 加入者の状況

	R3 (年度平均)	加入割合 (総人口・総世帯数は年度末現在)
被保険者数(人)	18,231	総人口の 23.5% (R2 より 0.2 ポイント減)
世帯数(世帯)	11,480	総世帯数の 32.4% (R2 より 0.2 ポイント減)



## (2) 歳入歳出の状況

## ＜歳入＞

項目	R3 決算 (千円)	割合 (%)
保険税	1,742,778	21.6
県支出金	5,637,117	69.7
繰入金	492,147	6.1
その他	209,580	2.6
合計	8,081,622	100.0

## ＜歳出＞

項目	R3 決算 (千円)	割合 (%)
保険給付費	5,492,985	69.5
国保事業費納付金	2,095,303	26.5
保健事業費	80,343	1.0
その他	234,146	3.0
合計	7,902,777	100.0

・実質収支額・・・178,845 千円の黒字 ⇒ 繰越金として令和 4 年度の歳入に受け入れます。

## (3) 新規・拡充事業の状況

○マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業・・・835 千円 (新規)

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み及び取得促進を図るため、国保加入世帯を対象に、マイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要となる事前の利用申込みに係る手続方法やマイナンバーカードの交付申請方法等についての周知広報を実施しました。

令和4年度国民健康保険特別会計予算総括表(9月補正案)

資料2

歳入				(単位:千円)		
項	目	当初予算	9月補正	予算現額	説明	
保険税	一般	現年度分	医療	1,078,553	1,078,553	◆ 国民健康保険税率 区分 医療分 支援分 介護分 均等割 19,500円 9,900円 12,400円 平等割 16,000円 所得割 6.9% 2.9% 2.7% 資産割 20.0% 賦課限度額 650,000円 200,000円 170,000円
			支援	375,416	375,416	
			介護	139,548	139,548	
		過年度分	医療	37,590	37,590	
			支援	14,108	14,108	
			介護	7,554	7,554	
	退職	現年度分	医療	1	1	◆ 加入状況(令和4年7月1日現在) 区分 一般被保険者(加入割合) 市全体 世帯数 11,404世帯 (32%) 35,773世帯 加入者数 17,852人 (23%) 77,732人
			支援	1	1	
		過年度分	医療	40	40	
			支援	16	16	
		介護	15	15		
	国庫支出金	災害臨時特例補助金	1		1	※1
	県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,577,073	5,577,073	市が支払う保険給付費分が交付されるもの
			特別交付金	76,499	76,499	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの
財	産	収	入	5	5	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	197,028	197,028	低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの	
		保険者支援分	135,140	135,140	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの	
	未就学児均等割保険税	3,884	3,884	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの		
	職員給与費等	129,984	5,507	135,491	国保事務に従事する職員の給与等を法定繰入れするもの	
	出産育児一時金等	16,800		16,800	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの	
	財政安定化支援事業	24,026		24,026	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの	
	国民健康保険財政調整基金繰入金	157,042		157,042	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの	
繰	越	金	1	1	前年度繰越金	
諸収入	延滞金	滞	2,412	2,412	保険税延滞金	
		過	1	1	条例に違反した場合に科せられる罰則金	
	雑入	第三者納付金	3,001	3,001	第三者行為求償金	
		不当利得返納金	3	3	資格喪失後受診等による医療費の返納金	
	保険課雑入	1	1	雑入		

歳入総額 7,975,744 5,507 7,981,251

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

歳出				(単位:千円)							
項	目	当初予算	9月補正	予算現額	説明						
総務費	一般管理費	一般管理給与費	81,271	5,342	86,613	国保事務に従事する職員の給与					
		一般事務費	13,698	165	13,863	国保事業の運営全般に係る経費					
		国保事務電算処理委託事業	17,318		17,318	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料					
		埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,044		1,044	国保連合会に納付する保険者負担金					
		賦課事業	7,167		7,167	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等					
		徴収事業	4,681		4,681	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等					
		運営協議会事務費	701		701	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金					
		趣旨普及事務費	4,104		4,104	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等					
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,805,146		4,805,146	被保険者の医療費のうち保険者負担分				
			退職被保険者	1		1					
療養費		一般被保険者	53,788		53,788	被保険者の柔道整復、治療用器具に係る費用のうち、保険者負担分					
		退職被保険者	1		1						
		診療報酬請求明細書審査事務費	11,969		11,969	レセプトの審査支払手数料等					
高額療養費		一般被保険者	705,366		705,366	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの					
		退職被保険者	1		1						
高額介護合算療養費		一般被保険者	700		700	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの					
		退職被保険者	1		1						
		移送費	100		100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの					
	出産育児一時金交付金	25,200		25,200	1児につき42万円を限度として支給するもの						
	出産育児一時金支払手数料	13		13	直接支払制度における支払手数料(1件210円)						
	葬祭費交付金	6,750		6,750	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの						
	傷病手当金	1,000		1,000	※2						
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,436,817		1,436,817	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの					
		退職被保険者	40		40						
	後期支援分	一般被保険者	494,680		494,680						
		退職被保険者	16		16						
	介護納付金分	205,483		205,483							
その	他	共	同	事	業	抛	出	金	3	3	退職者医療共同事業への抛
保健事業費		保健事業事務費	3,412		3,412	医療費通知の郵送料(年6回)					
		人間ドック助成金	14,053		14,053	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金					
		健康づくりチャレンジポイント事業	2,824		2,824	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用					
		データヘルス事業	421		421	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用					
		糖尿病性腎症重症化予防事業	5,072		5,072	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用					
	特定健康診査等事業費	55,515		55,515	特定健診・保健指導に要する費用						
	国民健康保険財政調整基金積立金	5		5	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金						
諸支出金	返還	保険税還付金	14,380		14,380	保険税の還付金					
		金	3		3	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等					
予	備	費	3,000		3,000	緊急的な支出に対応するための費用					

歳出総額 7,975,744 5,507 7,981,251

※2 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金



本庄市条例第 16 号

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成 18 年本庄市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 本庄市国民健康保険税条例 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19</u></p>	<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20</u></p>

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

第23条の2～第27条 略

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

第23条の2～第27条 略

#### ◆内容

- ・国民健康保険税について、基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げる。  
(第2条、第23条)

#### ◆施行期日・経過措置

- ・施行期日：令和4年4月1日
- ・経過措置：令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



# 国民健康保険税の課税限度額の見直し

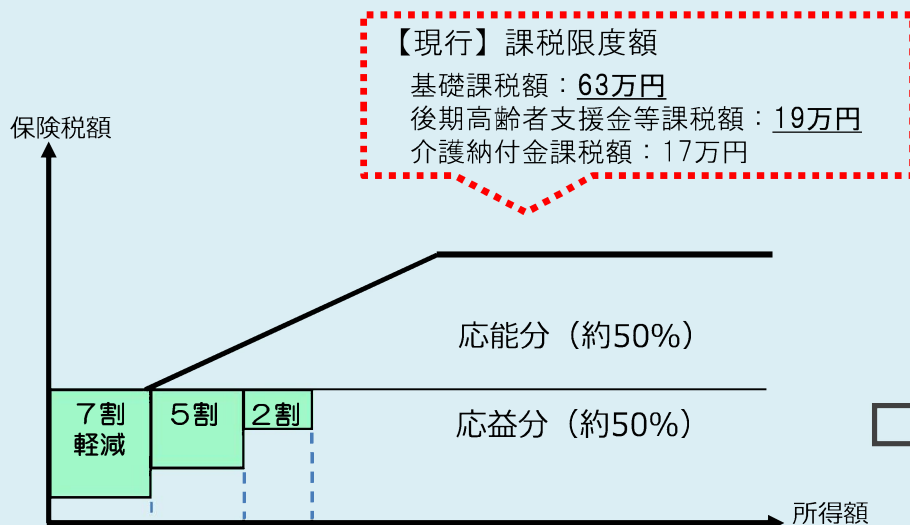
## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。

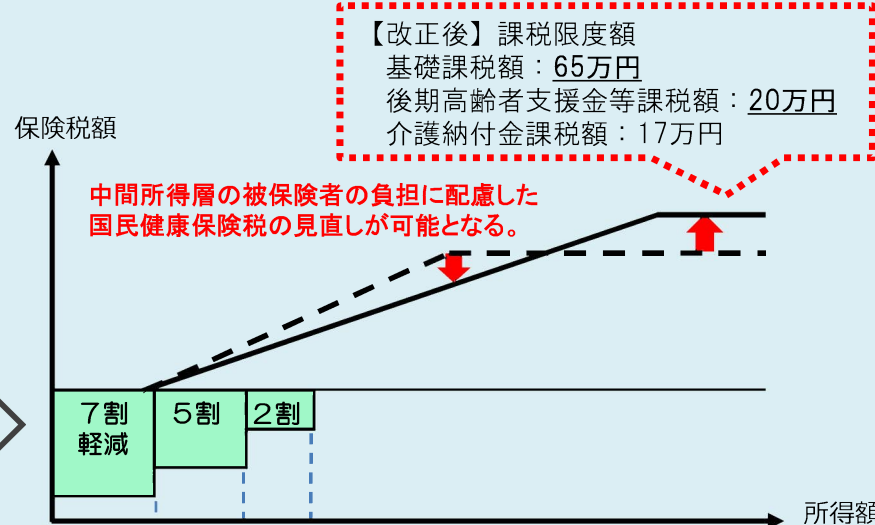
## 2. 制度の内容

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しを行う。

### 現行



### 改正後





## 本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市国民健康保険条例第2条第1項)		任期
		第3号委員	本庄市議会	
会長	広瀬 伸一	第3号委員	本庄市議会	R4.2.15～R5.1.9
副会長	境野 広明	第3号委員	事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	古杉 茂	第1号委員	本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	五十嵐 義雄		本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	森田 孝		本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	新井 千奈美		本庄商工会議所	R2.1.10～R5.1.9
委員	小林 利江		児玉商工会	R2.1.10～R5.1.9
委員	関根 正幸	第2号委員	本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	中村 哲哉		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	松本 直樹		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	石原 博史		本庄市児玉郡歯科医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	林 勇毅		本庄市児玉郡薬剤師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	糺田 平一郎	第3号委員	本庄市議会	R4.2.15～R5.1.9
委員	小暮 純一		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	根岸 誠		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	松村 康之	第4号委員	全国健康保険協会 埼玉支部	R2.7.1～R5.1.9
委員	加山 勤		公立学校共済組合 埼玉支部	R3.5.7～R5.1.9
委員	栗島 忠志		さいしん健康保険 組合	R2.4.1～R5.1.9

## 【参考資料】

### ◆国民健康保険税の年間収納率の推移

単位：％

	H29	H30	R1	R2	R3
現年分	92.60	93.92	93.83	94.32	94.97
滞納繰越分	20.98	20.37	23.27	30.49	27.61
合計	78.30	79.82	82.14	84.10	85.84